

令和6年度 総会議案書



自：令和6年4月 1日

至：令和7年3月31日

日時：令和7年4月6日(日) 10時00分

会場：井野小学校区コミュニティセンター

井野小学校区コミュニティ運営協議会

総 会 次 第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 町長あいさつ
- 4 議長選出
- 5 議事録署名人及び書記指名
- 6 議事

第1号議案 令和6年度事業報告並びに収支決算報告について

○ 監査報告

第2号議案 規約改定（案）承認について

第3号議案 役員の改正並びに承認について

○ 会長あいさつ並びに役員紹介

第4号議案 令和7年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について

- 7 議長解任
- 8 その他
- 9 閉会のことば

令和6年度事業報告

《役員会》

- ① 会議 計12回
- ② コミュニティセンター内外の環境整備(毎月1回)
- ③ 環境部会の井野小学校近隣の工場立ち入り検査(10月24日 株式会社 新生)
- ④ 井野小学校のこどもたちとのふれあいや学習活動の支援
・野菜作り 公民館見学
- ⑤ 井野小学校区対抗グラウンドゴルフ大会(衆議院選挙のため中止)
- ⑥ 宇美町小学校区コミュニティ対抗グラウンドゴルフ大会(11月24日日曜日)

《防犯部会》

- ① 校区内パトロール(5月～3月/11回実施)
- ② 青パト講習会(未実施)

《防災部会》

- ① 宇美町主催の防災会議等に参加(宇美町未開催のため)
- ② 自主防災組織立ち上げや避難訓練の実施
・避難訓練実施(6月2日日曜日) ・自主防災組織の立ち上げ及び防災会議開催(6回)
- ③ 井野小学校の防災教育への協力(未実施)
- ④ 災害時用の備蓄品の検討会

《環境部会》

- ① 井野小学校近隣の工場立ち入り検査(10月24日 株式会社 新生)
- ② コミュニティセンター内外の環境整備及びひばり門の花壇の整備

《健康福祉部会》

- ① 介護予防教室「フレッシュ井野」の開催48回
- ② 介護予防教室「フレッシュ井野」サポーター会議12回
- ③ 課外活動(6月21日金曜日 千如寺・伊都菜彩)

《青少年育成部会》

- ① ちいきふれあい運動会(5月25日土曜日)
- ② スポーツ大会(9月15日 ボッチャ大会)
- ③ ほんげんぎょう(1月11日土曜日)

《広報部会》

- ① 「井野小学校区コミュニティ通信」発行 年3回
- ② 井野小学校区コミュニティ運営協議会主催事業のチラシ・ポスター作成

令和6年度 収支決算報告書

自:令和6年4月1日

至:令和7年3月31日

【収入の部】

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	増減	摘 要
繰越金	461,247	461,247	0	
地域コミュニティ交付金	7,823,120	7,622,480	▲ 200,640	町より
健康福祉部会補助金	200,000	200,000	0	町より
雑収入	633	925	292	預金利息等
合計	8,485,000	8,284,652	▲ 200,348	

【支出の部】

科 目	予算額	決算額	増減	摘 要
総会費	20,000	15,664	▲ 4,336	会計監査時弁当代・印刷代
会議費	30,000	28,578	▲ 1,422	お茶代
事務費	30,000	19,010	▲ 10,990	振込手数料
活動費	200,000	42,586	▲ 157,414	コミュニティ対抗グランドゴルフ大会賞品代(中止)、 ポッチャ大会経費
渉外費	30,000	30,000	0	代表者会費
環境整備費	30,000	24,000	▲ 6,000	コミュニティセンター清掃
備品・消耗品費	30,000	29,018	▲ 982	事務用品等
保険料	10,000	0	▲ 10,000	
役員手当				
役員	810,000	810,000	0	会長24万、副会長12万、会計11万 事務局10万、事務局員7万、書記5万
部会、監事	184,000	164,000	▲ 20,000	部会長2万5千円×6名 副部会長1万×1名、監事2千×2名
事業費				
防犯部会	100,000	57,000	▲ 43,000	校区パトロール
防災部会	200,000	231,080	31,080	防災部会6回開催費用弁償等
環境部会	20,000	0	▲ 20,000	
健康福祉部会	200,000	220,440	20,440	課外活動、AEDレンタル代金、役員報酬等
青少年育成部会	150,000	118,580	▲ 31,420	運動会・ほんげんぎょう用品代
広報部会	150,000	86,157	▲ 63,843	コミュニティ通信発行2回分・折込代
自治会交付金				
井野	920,350	811,000	▲ 109,350	
平成	1,202,230	1,159,220	▲ 43,010	
ひばりが丘一	706,280	698,800	▲ 7,480	
ひばりが丘二	1,023,200	1,019,460	▲ 3,740	
ひばりが丘三	1,019,460	1,013,850	▲ 5,610	
自治会長手当				
井野	237,750	235,000	▲ 2,750	
平成	305,950	293,300	▲ 12,650	
ひばりが丘一	204,200	202,000	▲ 2,200	
ひばりが丘二	268,000	266,900	▲ 1,100	
ひばりが丘三	266,900	265,250	▲ 1,650	
雑 費	30,000	0	▲ 30,000	
予備費	106,680	0	▲ 106,680	
返還金	0	0	0	
小 計	8,485,000	7,840,893	▲ 644,107	
繰越金	0	443,759	443,759	交付金の1割以内が繰り越し上限額
合 計	8,485,000	8,284,652	▲ 200,348	

会計監査報告

令和6年度井野小学校区コミュニティ運営協議会の会計監査にあたり、
収入支出に伴う関係書類及び関係帳簿・関係証票等を慎重に審査した結果、
いずれも正確かつ適正であることを認めます。

令和7年3月16日

監事 豊嶋 真樹 

監事 小宮 美帆 

第2号議案

規約改定(案)

※主な改定箇所（赤文字が追加、修正、削除された条文）

・ 11頁

第5条 本会の役員は、校区内自治会長等で構成し、下記の役員を置く。

- | | |
|---------|--------------------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 ⇒ 1名 |
| (3) 会 計 | 1名 |
| (4) 事務局 | 2名 |
| (5) 書 記 | 1名 |
| (6) 監 事 | 2名 |
| (7) 顧 問 | 井野小学校長とする |
| (8) 部会長 | 各1名 |

・ 12頁

（役員等の選出）

第7条 会長、副会長、会計、事務局、書記は、自治会加入者の中から互選とする。

- 2 監事は、校区内の自治会加入者より会長が選出する。
- 3 顧問は、井野小学校長とする。
- 4 部会長は、各部会の代表者の中から互選とする。



（役員等の選出）

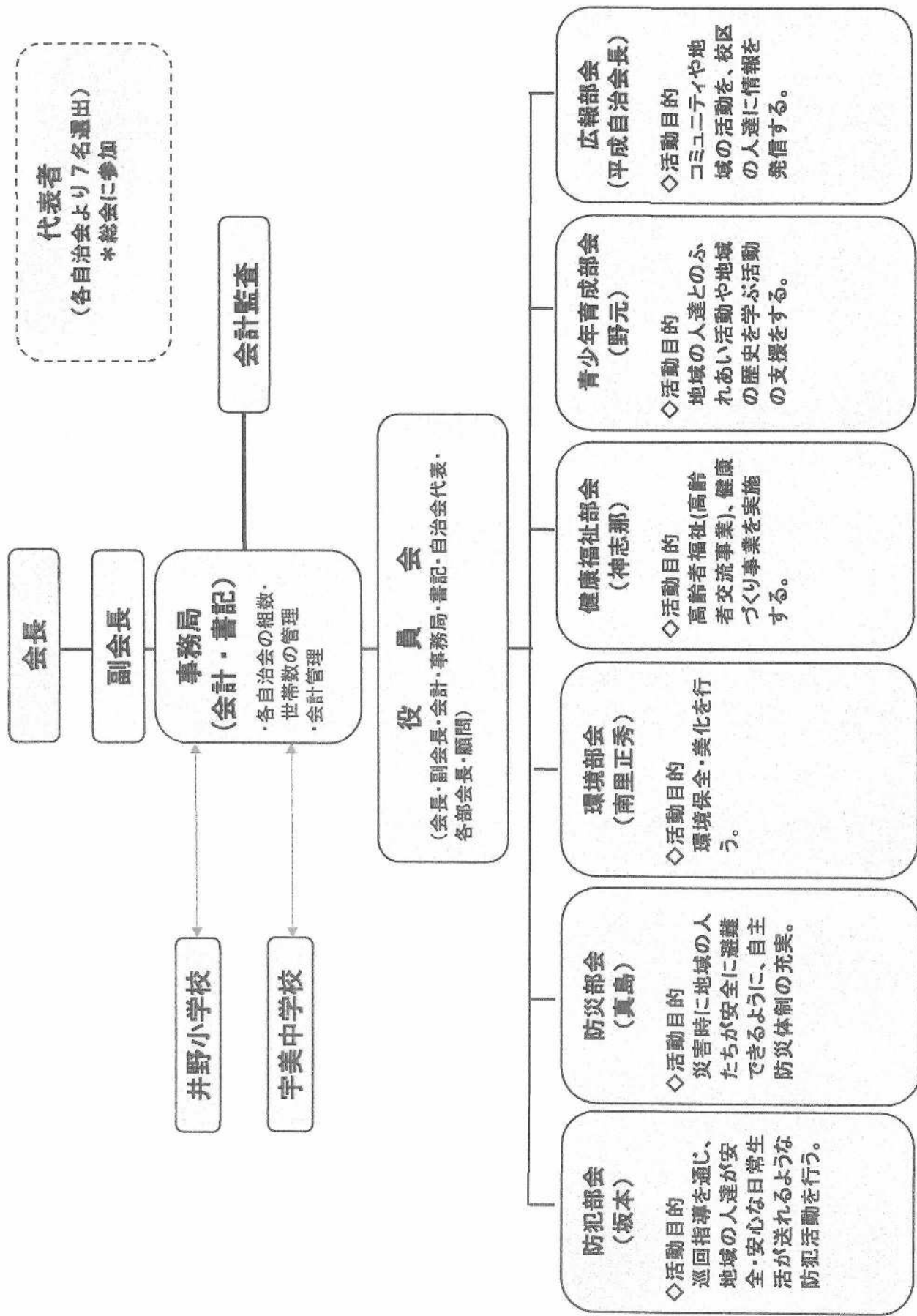
第7条 本会の役員は選考委員会で協議して選出し総会で承認を得る。

- 2 選考委員会は、各自治会長及び井野小学校区コミュニティ運営協議会役員で構成する。
- 3 選考委員会は会長、副会長、会計、事務局、書記、部会長を、自治会加入者の中から選出する。
- 4 監事は、校区内の自治会加入者より会長が選出する。
- 5 顧問は、井野小学校長とする。
- ~~4 部会長は、各部会の代表者の中から互選とする。~~

令和7年度役員(案)

役 職	所 属 自 治 会	氏 名
会 長	ひばりが丘一	石田 信行
副 会 長	ひばりが丘三	井上 尚俊
事 務 局 長	平 成	姫島 義治
事 務 局 補佐	ひばりが丘二	飛賀 貴夫
書 記	ひばりが丘二	幸田 三季
会 計	井 野	南里 正美
監 事	ひばりが丘三	木谷 勝幸
監 事	平 成	豊嶋 真樹
防犯部会長	ひばりが丘一	坂本 裕
防災部会長	ひばりが丘二	真島 良弘
環境部会長	井 野	南里 正秀
健康福祉部会長	介護予防サポーター	神志那 光弘
青少年育成部会	部会長	野元 敏弘
	副部会長1 (運動会担当)	井野小学校 PTA 会長
	副部会長2 (ほんげんぎょう担当)	井野小学校学校運営協議会ほんげんぎょう担当
広報部会長	平 成	自治会長
顧 問	井野小学校	校 長

令和7年度 井野小学校区コミュニティ運営協議会組織図



《役員会》

- ① 会議（毎月1回）
- ② コミュニティセンター内外の環境整備（毎月1回 ※年2回草刈り）
- ③ 井野山ふれあいクリーンハイキング（10月）
- ④ 井野小学校区対抗グラウンドゴルフ大会（10月）
- ⑤ 宇美町小学校区対抗グラウンドゴルフ大会（11月）
- ⑥ 文化講演会（2月）

《防犯部会》

- ① 校区内の防犯啓蒙活動
- ② 青パト講習会

《防災部会》

- ① 自主防災体制の充実
- ② 合同避難訓練等の実施
- ③ 井野小学校の防災教育への参加
- ④ 災害時用の備蓄品の検討会

《環境部会》

- ① 井野小学校近隣の工場立ち入り検査（10月）
- ② 井野山林道（登山道）安全パトロール及び環境保全
- ③ 井野小学校ひばりが丘門の花壇の植栽

《健康福祉部会》

- ① 介護予防教室「フレッシュ井野」の開催
会場：井野小学校区コミュニティセンター
日時：毎週金曜日／午前10時～11時半
- ② 介護予防教室「フレッシュ井野」サポーター定例会（毎月第2金曜日午前11時半～）
- ③ 課外活動の実施（6月）
- ④ AED講習会

《青少年育成部会》

- ① ちいきふれあい運動会（5月24日土曜日）
- ② スポーツ大会（6月 ポッチャ大会）
- ③ 井野小学校のこどもたちとのふれあいや学習活動の支援
・野菜作りや昔の遊び 公民館見学
- ④ ほんげんぎょう（1月10日土曜日）

《広報部会》

- ① 「井野小学校区コミュニティ通信」発行（年3回）
- ② 井野小学校区コミュニティ運営協議会主催事業のチラシ・ポスター作成

令和7年度 収支予算(案)

自:令和7年4月1日

至:令和8年3月31日

(単位:円)

【収入の部】

科 目	予算額	前年度予算額	増減	摘 要
繰越金	443,759	461,247	▲ 17,488	
地域コミュニティ交付金	7,622,480	7,823,120	▲ 200,640	町より
健康福祉部会補助金	200,000	200,000	0	町(福祉課)より
雑収入	761	633	128	預金利息等
合 計	8,267,000	8,485,000	▲ 218,000	

【支出の部】

科 目		予算額	前年度予算額	増減	摘 要
総会費		20,000	20,000	0	総会資料用紙代、印刷代等
会議費		30,000	30,000	0	お茶代等
事務費		30,000	30,000	0	事務用品、振込手数料等
活動費		200,000	200,000	0	井野小校区グウランドゴルフ大会、他
渉外費		30,000	30,000	0	
環境整備費		30,000	30,000	0	コミュニティセンター清掃
備品・消耗品費		30,000	30,000	0	備品購入、消耗品代等
保険料		10,000	10,000	0	保険料
役員 手 当	役員	690,000	810,000	▲ 120,000	会長24万、副会長12万、会計11万、事務局 長10万、事務局7万、書記5万
	部会、監事	164,000	184,000	▲ 20,000	部会長2万5千円×6名 副部会長1万、監事2千×2名
事業 費	防犯部会	100,000	100,000	0	校区パトロール
	防災部会	200,000	200,000	0	防災部会費用弁償、防災用品等購入
	環境部会	70,000	20,000	50,000	ひばりが丘門植栽
	健康福祉部会	200,000	200,000	0	介護予防教室開催、リーダー報酬等
	青少年育成部会	150,000	150,000	0	ちいきふれあい運動会10万、ほんげんぎょう5万
	広報部会	150,000	150,000	0	コミュニティ通信発行等広報活動
自治会 交 付 金	井野	811,000	920,350	▲ 109,350	
	平成	1,159,220	1,202,230	▲ 43,010	
	ひばりが丘一	698,800	706,280	▲ 7,480	
	ひばりが丘二	1,019,460	1,023,200	▲ 3,740	
	ひばりが丘三	1,013,850	1,019,460	▲ 5,610	
自治会 長 手 当	井野	235,000	237,750	▲ 2,750	
	平成	293,300	305,950	▲ 12,650	
	ひばりが丘一	202,000	204,200	▲ 2,200	
	ひばりが丘二	266,900	268,000	▲ 1,100	
	ひばりが丘三	265,250	266,900	▲ 1,650	
雑 費		30,000	30,000	0	
予備費		168,220	106,680	61,540	
返還金		0	0	0	
小 計		8,267,000	8,485,000	▲ 218,000	
繰越金		0	0	0	
合 計		8,267,000	8,485,000	▲ 218,000	

井野小学校区コミュニティ運営協議会
規約（改定案）

井野小学校区コミュニティ運営協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、井野小学校区コミュニティ運営協議会の円滑な運営を図る為の基準となる事項を定める。

2 井野小学校区内における共通の課題の解決を図り、活力ある校区づくりを目的とする。

(名称及び運営)

第2条 この会は、「井野小学校区コミュニティ運営協議会」(以下「本会」という)と称し、事務局を井野小学校区内(糟屋郡宇美町大字井野419番地9)に置く。

(本会の構成)

第3条 本会は、井野、平成、ひばりが丘一、ひばりが丘二、ひばりが丘三の5自治会をもって構成する。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的達成をするため、次の事業を行う。

- (1) 井野小学校区合同運動会及び、ほんげんぎょうに関する事。
- (2) 校区内の課題解決に向けての協議に関する事。
- (3) 校区内の構成団体の活性化に関する事。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事。

第2章 役員

(役員の構成)

第5条 本会の役員は、校区内自治会長等で構成し、下記の役員を置く。

- | | |
|---------|-----------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 会 計 | 1名 |
| (4) 事務局 | 2名 |
| (5) 書 記 | 1名 |
| (6) 監 事 | 2名 |
| (7) 顧 問 | 井野小学校長とする |
| (8) 部会長 | 各1名 |

(役員の職務)

第6条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を召集し、かつ会議の議長となり、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の財務を管理する。
- (4) 事務局長は、本会の事務運営にあたる。
- (5) 監事は、本会の会計監査を行い、総会にて報告をする。
- (6) 顧問は、会長の諮問に応じ、本会の運営に関し意見を述べるができる。
- (7) 部会長は、部会を召集し、本会の行う各種行事を協議し運営にあたる。

(役員等の選出)

第7条 本会の役員は選考委員会で協議して選出し、総会で承認を得る。

2 選考委員会は、各自治会長及び井野小学校区コミュニティ運営協議会役員で構成する。

3 選考委員会は会長、副会長、会計、事務局、書記、部会長を、自治会加入者の中から選出する。

4 監事は、校区内の自治会加入者より会長が選出する。

5 顧問は、井野小学校長とする。

(役員の任期)

第8条 会長、副会長、会計、事務局、書記、監事の任期は2年とし、その他の役員は任期を1年とする。但し再任は妨げない。

(役員の報酬)

第9条 役員への報酬は総会で決定する。

第3章 会議

(総会)

第10条 総会は、会長が召集し、議長はその総会において、役員以外の出席者の中から選出する。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は、毎年4月中に開催し、次の事項を審議し、議決する。また、臨時総会は、会長が必要と認めたとき及び代表者の3分の1以上の請求があったとき、並びに監事から開催の請求があったとき開催する。

(1) 予算、決算及び事業計画、事業報告に関すること。

(2) 役員の選任・解任に関すること。

(3) 規約に関すること。

(4) その他、本会の運営に関すること。

3 総会は、各自治会代表7名で構成し、組織する。

4 総会は、代表者の過半数（委任状を含む）の出席により成立する。

5 決議は、出席した代表者（委任状を含む）の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第11条 役員会は、会長、副会長、会計、事務局、書記、自治会代表、各部会長をもって組織し、定期的又は必要に応じて会長が召集し、次の事項を審議する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の決議した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要した会務の執行に関する事項

(4) 本会の運営に関する事項

(部会)

第12条 会長は、第1条に規定する事項について、防犯部会、防災部会、環境部会、健康福祉部会、青少年育成部会、広報部会を置く。又必要に応じて他部会を置くことができる。

2 部会員は、各自治会の構成団体からの選出及び本会が募集した者をもって構成する。

3 部会は、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選任する。

4 部会は、部会長が召集する。

5 部会は、発生した地域課題について審議し決定した事項を推進する。

6 部会員に欠員が生じたときは、前任者の所属団体から後任者を選出する。

7 「井野小学校区合同運動会」及び「ほんげんぎょう」の実行委員は、各自治会より各4名を選出する。

第4章 運営費

(経 費)

第13章 本会の運営に関する経費は、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 雑則

(規約の改正)

第15条 本規約を改正するときには、総会において審議し、同意を得なければならない。

(細 則)

第16条 役員会が必要と認めるときには、別に細則を設けることができる。

《 附 則 》

- 1 この規約は平成27年9月1日から施行する。
- 2 この規約は平成28年5月1日から施行する。
- 3 この規約は平成29年4月2日から施行する。
- 4 この規約は平成31年4月7日から施行する。
- 5 この規約は令和5年4月2日から施行する。
- 6 この規約は令和7年4月6日から施行する。